「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」(案)に対する意見の内容及び県の考え方

番号	項目	意見の内容	県の考え方
			>11.1 01.25°
1	全般 (特定の項 目なし)	何人もみだりに撮影されない権利があり、原則、カメラがないことが一番望ましい社会であることを明記すべき。	ご意見のとおり、犯罪がなく、防犯カメラを設置する必要がない 社会は理想ですが、現実的には、多くの犯罪が発生しており、これ らの犯罪抑止等のため、防犯カメラは既に幅広く設置が進んでいま す。こういった状況の中で、プライバシーの保護との調和を図るた めガイドラインを策定しております。
2		全体的にプライバシーへの配慮が足らない。このようなガイドラインは地域安全課のようなカメラ推進の担当で作成すべきでない。 第三者的なプライバシー保護の課が担当すべき。原発と同じで規制が働かなくなってしまう。	県では、犯罪の防止に有効な防犯カメラの設置促進を行っていますが、プライバシーの保護に配慮がないカメラの設置・運用があってはならないと考えており、このガイドラインの策定にあたっても、外部の有識者等による検討委員会を設置し、検討を行っています。
3		この問題に詳しい弁護士や研究者、公募一般県民等による検討委員会での審議は経たのでしょうか?ぜひ、そのような検討委員会でじっくり検討し直すよう強く求めます。	
4		監視カメラを「防犯カメラ」と呼んでいますが、日弁連の下記意見書で指摘されているように、その防犯効果は限定的なものに過ぎないことから、カメラさえ設置すれば防犯効果があるかのような誤解を与えないよう「監視カメラ」と呼ぶべきと考えます。	とは承知しておりますが、このガイドラインは、「防犯」が設置目的
5		ガイドラインでは監視・監督に限界がありますので条例化するよう強く求めます。条例において、日弁連の意見書が求める設置基準や運用基準を盛り込んでください。監視カメラで撮影されたデジタルデータはコピーも容易で瞬時に顔認証やデータマッチングも可能という状況です。どこまで適正利用を監視・監督できるのか極めて困難な問題ですので、まずは抑制的な設置、運用を徹底するしかありません。その上で、本人情報の開示請求権の保障と異議申立てや調査を求めることができる独立した第三者機関とその権限の確保、罰則の適用等を必ず盛り込むよう切望いたします。	対象が当該自治体や公共的団体などが設置した防犯カメラに限定されております。これに対して、ガイドラインでは、幅広い防犯カメラを対象に取組を求めることができます。 県では、対象を限定した上で条例化するよりも、まずはガイドラ
6		まず、設置をする際に、目的はなにか? 設置をした場合、モニター監視をどこで誰が行うのかをまず計画を してから、設置をする旨を公表したらと思います。	このガイドラインでは、防犯カメラの設置者又は管理責任者に、設

番号	項目	意見の内容	県の考え方
7	I - 1	市町村のガイドラインとの整合性はとっているか?愛知県で統一 すべき。	現在、県内では、既に一部の市でガイドラインが策定されていますが、県のガイドライン案と内容的には概ね齟齬がないと考えています。
8	II - 2	近年他都市などでは一般道路など、社会通念上、犯罪発生確率が 高いとまでは到底言えない場所に設置されることが多いと思うの で、カメラの設置場所、台数等については、「必要最低限」などの文 言を入れ、厳格にすべき。	防犯カメラはむやみに設置されて良いものではありません。このガイドライン(案)では、「どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。」「不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、撮影方向及び方法、設置場所、設置台数を定めます。」としてプライバシーへの配慮を求めています。
9		必要に応じ許可をとることとあるが、「必要に応じ」とはどんな必要か?また県道路を映してしまうとしたら、どのような許可をとるか?フローや様式など明確にすべき。	道路や公園などの公有地に自治会などがカメラを設置する場合の 許可等を想定しています。県道の敷地内にカメラを設置する場合は、 道路占用許可が必要ですが、県道を敷地の外からカメラで撮影する ことについては、特に許可が必要なものではありません。設置場所 により様々な許可が必要と考え、フローや様式は記載しておりません。
10	II-3	表示については、県内全て(できれば全国が望ましいが)で統一 すべき。その方が防犯効果がある。表示のプレートは愛知県で配布 すべき(名前と連絡先は手書き)。	表示については、すでに多くの防犯カメラが設置され、それぞれ が設置場所にあったデザインで設置されております。こうした現状 を踏まえ、すべての表示のデザインを統一することは現在考えてお らず、記載すべき事項と表示の例をお示ししたものです。 また、県での配布も現在のところ考えておりません。
11	II - 6 - (3)	概ね1ヶ月と例示してあるが長すぎる。「防犯」カメラとあるので、 検挙ではなく犯罪の抑止のための設置であるので、1週間以下とす べき。他県でも1ヶ月なんて例示しているところはないのではない か。	防犯を目的としますが、万一犯罪被害に遭った場合には、1週間では短い場合もありうると考えます。他県のガイドラインでも、1か月を例示しているところは多く見受けられます。しかし、「概ね1か月」では不明確でしたので「最大1か月」に修正させていただきます。
12		映像の自動消去機能をガイドラインにおいて推進すべき。 また、基本となる防犯カメラの仕様について明確にすべき。(画素数 が必要以上に高いもの、容量が必要以上に大きいものなどは主な目 的以外に活用されるおそれがあるので。	現在、主流となっている防犯カメラでは、保存時間を設定して、 上書することにより、自動的に古い映像は消去されるものが多いと 聞いています。防犯カメラの仕様については、設置場所等によって、 様々な規格が想定されますので限定はしませんでした。

番号	項目	意見の内容	県の考え方
13	II-7-(1)	ア 法令に基づく場合 情報提供が許されるものは、裁判官が発する令状のみに限定すべき。捜査機関においては、取得したければ令状をとれば良い。また、弁護士会は、民事紛争など公共の利益のために活用されることが想定できないので、絶対に認めるべきではない。	しています。「法令に基づく場合」には、令状、刑事訴訟法に基づく
14		イ その他公共の利益 その他規定は広く解釈され、プライバシーを侵害されるおそれが あるので、削除すべき。	"その他"は"県民等の生命、身体及び財産の安全確保"のほかに 必要がある場合を想定したものですが、この規定を広く解釈されな いように、例示として「事件発生後における緊急の犯罪捜査や、行 方不明者の安否確認、災害発生時に災害情報を情報提供する場合」 などの例示を記載しました。
15		ウ 閲覧 閲覧であろうが、アと同様、令状のみによるべき。警察官を名乗る者なのが想定され、非常に危険。一般人には見分けがつかない人もいるので、絶対に避けるべき。捜査機関は必要であれば、令状をとればいい。	
16		エ 本人に提供 住居の様子などが見えないように配慮するということは、映像を 加工するということか。加工してはいけないと思うので、やめるべ き。加工して渡したところで、加工したものを復元する技術も想定 されるので、第三者の権利利益を害することがないように絶対に提 供すべきでない。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
17	II - 7 - (2)	記録 相手は必ず令状等の書類を持ってくるので、関係ないはず。個人名(○○署○○課など)は記録する必要有り。	閲覧・提供にあたって、何らかの書類が提出される場合であって も、実際に閲覧・提供を行う相手が、どこの誰であるかを明確にし て記録を残しておくほうが、より安全性を高めることにつながると 考えます。

番号	項目	意見の内容	県の考え方
18	Ш	配置図の例(スーパーマーケットなど) カメラの設置例がおかしい。社会一般上、スーパーマーケットは出入り口よりも陳列棚で犯罪(窃盗)が起こるはず。犯罪が発生する可能性が乏しい出入り口に設置する必要性は陳列棚より低いはず。これがまさにマーケティングなど目的外で撮影されているのでないかと思ってしまう。	*
19		別紙2 このデザインに県内全てで統一すべき。 色大きさなども明確にすることが望ましい。それが防犯効果がある。 表示のプレートは愛知県が作成し、希望者に郵送等で配布すべき	表示については、すでに多くの防犯カメラが設置され、それぞれが 設置場所にあったデザインで設置されております。こうした現状を踏 まえ、すべての表示のデザインを統一することは現在考えておらず、 記載すべき事項と表示の例をお示ししたものです。 また、県での配布も現在のところ考えておりません。